本発表では、京都・智積院蔵「十六羅漢図屛風」(以下、本作)について論じる。

本作は長谷川等伯(1539~1610)のいわゆる法眼落款を有する。法眼落款とは「自雪舟五代長谷川法眼等伯筆」と書かれた落款である。法眼落款を有する作品は13点あるが、「「自雪舟五代長谷川法眼等伯筆」の落款・印を認めない」と全否定する立場もある。しかしながら、発表者は「梟鳥図屛風」(大阪市立美術館蔵)、「群虎図屛風」(個人蔵)、「探梅騎驢図屛風」(相国寺蔵)、「故事人物図屛風」(MOA美術館蔵)の法眼落款作品を順に調査し、法眼落款を有する作品には複雑な様相があることを知った。明らかな贋作とみられる作品もあるが、等伯真筆とみられる作品、次世代長谷川派の手になる作品まで存在することがわかった。「梟鳥図屛風」、「探梅騎驢図屛風」に関する知見については、別稿を記したので詳細はそちらに譲り、本発表では智積院で行った本作の調査を基に、法眼落款研究の展望を述べたい。

まず、本作の図像と構図を検討する。「十六羅漢図」には禅月様や貫休様など様々なバリエーションがあることが知られている。等伯も信春時代に李龍眠様の七尾・霊泉寺蔵「十六羅漢図」を描いている。しかし、本作には、霊泉寺蔵「十六羅漢図」や先行する「十六羅漢図」にはあまり見られない珍しい羅漢が描かれている。それは、紙縒りでくしゃみを誘っている羅漢と獅子や象に乗る羅漢である。前者の先行例は兵庫県・個人蔵本、後者については禅林寺蔵本がある。後者についてはむしろ、江戸時代の羅漢図によく見られる図像である。例えば、池大雅「五百羅漢図」(萬福寺)や風外本高「五百羅漢図」(永平寺)である。つまり、本作には、文人画的な滑稽な顔貌表現をもつ「十六羅漢図」の図像や自由な構図の先駆的特徴が見いだせる。さらに、描線や細部の表現について、他の長谷川等伯作品と比較しながら詳細な様式的検討を行い、京都・本法寺蔵「日通上人像」、大徳寺蔵「羅漢図」に通じる表現がなされた尊者が存することを指摘する。

次いで、本作が規範として機能していることを、瑞巌寺本堂障壁画と比較を通じて述べたい。瑞巌寺本堂障壁画制作は元和8年(1622)に完成した。障壁画は等伯の弟子である長谷川等胤と狩野右京らが制作した。その障壁画群の中に、長谷川等胤が描いた十六羅漢図の板戸がある。この板戸が本作の図像と酷似しているのである。

最後に、本作において法眼落款が後入れではないことを確認し、字体と印章および 印泥の問題を考察する。

以上の検討を通じて、本作のように等伯の関与を認めることができる法眼落款作品 もあることがわかった。法眼落款の問題は工房制作や長谷川派の次世代問題とも関わ り、より慎重に取り扱う必要があろう。この点についての私見を示したい。